

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R2-21)

別紙1

施策名	目標4-9 東日本大震災への対応(特定復興拠点の整備)					担当部局名	環境再生事業担当参事官室 特定廃棄物対策担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	川又 孝太郎(環境再生事業 担当参事官) 則久 雅司(特定廃棄物対策 担当参事官)		
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に沿って、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。					政策体系上の 位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進				
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進する。				目標設定の 考え方・根拠	・帰還困難区域の取扱いに関する考え方 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・福島復興再生基本方針	政策評価実施予定時期	令和2年9月			
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1 特定復興再生拠点区域において避難指示解除(先行)に必要な範囲の除染が完了した町村数	0	H29年度	3	R元年度	0	0	3	-	-	-	・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、除染に係る進捗状況を踏まえて記載。 ・令和2年3月までに、特定復興再生拠点区域において避難指示解除(先行)に必要な範囲の除染を完了した。
2 特定復興再生拠点区域において避難指示解除(全域)に必要な範囲の除染が完了した町村数	0	H29年度	6	R4年度	0	0	0	0	3	3	・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、除染に係る進捗状況を踏まえて記載。
3 特定復興再生拠点区域における廃棄物の仮置場への搬入が完了した町村数	0	H29年度	6	R4年度	0	0	2	2	4	-	・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、廃棄物の処理に係る進捗状況を踏まえて記載。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等				令和2年度 行政事業レビュー 事業番号	
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度							
(1) 特定復興再生拠点整備事業(平成30年度)	14,019 (13,701)	26,756 (24,169)	75,620	67,278	1,2,3	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に沿って、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。				162	
施策の予算額・執行額	14,019 (13,701)	26,756 (24,169)	75,620	67,278	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・福島復興再生基本方針 ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 ・総理大臣施政方針演説「常磐自動車道に続き、本年3月、JR常磐線が全線開通します。これに合わせ、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域における避難指示の一部解除に向け、準備を進めます。」(令和2年1月・抜粋)					